

平成 30 年 9 月 12 日

中学生保護者各位

尚学館中学校
校長 柳田光寛

私立小中学校 修学支援実証事業の申請等について

初秋の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 29 年度より国の事業「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」が開始され、宮崎県では「私立中学校等修学支援実証事業」として実施されております。今年度は、受給要件等が大きく改正され、複雑かつ厳密なものになっております。

つきましては、下記の提出要領、受給要件、説明資料等をよくご確認いただき、期限内に関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

また、とても大切な内容ですので、中学全生徒に配付するとともに、申請しない場合でも「不受給申出書の提出」をお願いして、保護者の皆様への周知確認を行います。

何卒、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、今回の改正により、給付対象の費用が「授業料のみ（昨年度は施設設備費や教材費等も給付対象。）」となり、授業料が「0 円」に減免されているランク「AAA」および「AA」に該当する特待生は、本制度の対象外となります。「不受給申出書」の提出をお願いいたします。

記

1. 配付物

【説明資料等】（本文書と一緒に綴じています。）

- ・ 宮崎県私立中学校等修学支援実証事業について(1 頁)
- ・ 文部科学省作成リーフレット「私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ」(1 頁)
- ・ **記入例** 私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のための申請書(6 頁)
- ・ **見本** 市区町村民税課税証明書(1 頁)

【提出用紙、封筒】

- ・ 配付 & 提出用封筒(青色、角 3 サイズ)
- ・ 私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査(A4 両面 6 枚綴)
- ・ 私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のための申請書(A4 両面 2 枚)
- ・ (別紙) <課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>(A4 片面 1 枚)
- ・ 誓約書(A4 両面 1 枚)
- ・ 不受給申出書(A4 片面 1 枚)
- ・ 意識調査回収用封筒(茶色、長 3 サイズ)

(裏面につづきます。)

2. 提出要領 ①、②いずれかの要領で書類を提出してください。(提出用封筒を使用のこと。)

① 受給要件に該当し、申請する場合は次の(1)~(5)の書類を提出してください。

(1) 私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のための申請書等

(2) 保護者等全員分の平成30年度 証明書(所得・課税)等

(3) 保護者等の保有資産額が確認できる書類

(4) 誓約書

(5) 「私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査」を入れた回収用封筒

② 受給要件に該当しない、受給要件に関係なく申請しない、または「AAA」もしくは「AA」の特待生である場合は、「不受給申出書」を提出してください。保護者の皆様への周知確認も兼ねていますので、ご協力をお願いいたします。

3. 提出期限 平成30年9月25日(火)(郵送の場合は9月25日必着。)

※なるべく早めに提出願います。

4. 提出方法 「2.」の提出書類を提出用封筒に入れて、中学事務室の上田まで提出または郵送してください。

5. 受給要件および留意事項等について

同封の説明資料「宮崎県私立中学校等修学支援実証事業について」、「文部科学省作成リーフレット」に記載のとおりです。

6. 提出証明書について

★申請に必要な証明書は、

同封の「見本市区町村民税課税証明書」のように「所得の金額の内訳や所得控除額の内訳」の記載があるものに限り、市町村窓口でお申し出の上、請求してください。

7. 支給決定および方法等について

申請書類提出後、学校担当者の確認作業、県(みやざき文化振興課)、国(文部科学省初等中等教育局)で審査、ヒアリング等が行われ、決定は12月頃になる予定です。

支給方法は、支給決定後に授業料等校納金の口座振替金額を減額し、年度内に合計が100,000円になるようにいたします。また、ランク「A」の特待生は、前述の方法では年度内に合計が100,000円に達しないため、残額を授業料等校納金の振替口座に返金いたします。

8. お問い合わせ 修学支援実証事業担当 上田 (電話 0982-21-1168)